

保険会社の投資資産不足額に係る投資収益の益金算入に関する明細書

事業年度		法人名						
投資資産の額の計算	種類	総額	恒久的施設に係るもの	投資収益の額の計算	円			
		①	②					
	有価証券	1	円			円	有価証券から生じた収益の額	14
	不動産	2					不動産から生じた収益の額	15
	金銭債権	3					金銭債権から生じた収益の額	16
	その他の投資資産	4					その他の投資資産から生じた収益の額	17
	合計	5					合計	18
							投資資産の額の平均残高	19
							投資収益率	20
	恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額の計算	投資資産の額 (5の①)	6			円	投資資産不足額に係る割合基準 投資資産不足額の恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額に対する割合	21
		責任準備金相当額	7				$\frac{(13)}{(12)}$	
		支払備金相当額	8				定額基準 $(13) \times (20)$	22
		恒久的施設に係る責任準備金の額	9				除外資産	23
		恒久的施設に係る支払備金の額	10				令第187条第3項第1号に掲げる金額	23
		$\frac{(9)+(10)}{(7)+(8)}$	11			%	令第187条第3項第2号に掲げる金額	24
		恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額 (6) × (11)	12			円	令第187条第3項第3号に掲げる金額	25
		投資資産不足額 (12) - (5の②) (マイナスの場合は0)	13				判断基準 $(24) + (25)$	26
							定	27
							法第142条の3第2項の適用の有無	有・無
				益金算入額	28			
				$(13) \times (20)$	円			

別表十七の三(一) 平二十八・四・一以後開始事業年度分

## 別表十七の三（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、外国法人が法第142条の3（保険会社の投資資産及び投資収益）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「投資資産の額」の各欄は、保険業法施行規則第47条各号（資産の運用方法の制限）に掲げる方法により運用を行う資産について外国法人の当期末における貸借対照表に計上されている金額を記載します。
- 3 「責任準備金相当額 7」は、外国法人の当期末において保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第116条第1項（責任準備金）に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。
- 4 「支払備金相当額 8」は、外国法人の当期末において保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第117条第1項（支払備金）に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。
- 5 「恒久的施設に係る責任準備金の額 9」は、外国法人の当期末において恒久的施設に係る責任準備金（保険業法第199条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第116条第1項に規定する責任準備金をいいます。）として積み立てられている金額を記載します。
- 6 「恒久的施設に係る支払備金の額 10」は、外国法人の当期末において恒久的施設に係る支払備金（保険業法第199条の規定により読み替えられた同法第117条第1項に規定する支払備金をいいます。）として積み立てられている金額を記載します。
- 7 「令第187条第3項第1号に掲げる金額 23」から「令第187条第3項第3号に掲げる金額 25」までの各欄に金額の記載がある場合には、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。